

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

○平成七年宮城県告示第千四十三号（公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定）の一部改正	（環境対策課）	一
○平成七年宮城県告示第千四十四号（公害防止条例施行規則に基づく振動規制の適用基準別地域指定）の一部改正	（同）	一
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○農用地利用配分計画の認可の申請	（農業振興課）	二
○家畜伝染病の発生	（畜産課）	四
○県営土地改良事業の換地計画に関する地積を特に減じて換地を定め、又は換地を定めない土地としての指定	（農村整備課）	四
○保安林の指定	（森林整備課）	一〇
○平成二十三年宮城県告示第千四百四十四号（海岸保全区域の指定）の一部改正	（水産業基盤整備課）	一一
○阿武隈川水系五間堀川圏域河川整備計画の公表	（河川課）	一一
○名取川水系増田川圏域河川整備計画の変更の公表	（同）	一一
○開発行為に関する工事の完了	（建築宅地課）	一一
○教育委員会定例会の開催		一一
○教育委員会		一一
○選挙管理委員会		一一

## 告 示

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数  
一三

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数  
一一

○宮城県告示第九百九十六号

平成七年宮城県告示第千四十三号（公害防止条例施行規則に基づく騒音規制の適用基準別地域指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月九日から施行する。

その関係図面は、栗原市役所、大崎保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二号柴田郡村田町の項の前に次のように加える。

栗原市 高清水大沢三番三、三番九

高清水西中里十二番五、十二番六、十二番九から十一まで

○宮城県告示第九百九十七号

平成七年宮城県告示第千四十四号（公害防止条例施行規則に基づく振動規制の適用基準別地域指定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月九日から施行する。

その関係図面は、栗原市役所、大崎保健所及び宮城県庁（環境生活部環境対策課）に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市の項を次のように改める。

栗原市 若柳武鎗字大久保沢二十一番地の三、二十二番地の一、二十五番地の二、三十三番地、三十六番地の一、五十四番地、百三十一番地

若柳武鎗字町館百四十四番地の三、百五十一番地、百五十三番地の四

若柳武鎗字生江沢一番地の三、五十番地、七十六番地、七十八番地、八十四番地の五、九十一番地の四、九十一番地の十九、九十一番地の五十、九十一番地の百二十五、九十一番地の百三十

高清水大沢三番三、三番九

高清水西中里十二番五、十二番六、十二番九から十一まで

瀬峰八幡前四十五番地の一、四十六番地の一、四十七番地の一、六十七番地から六十九番地まで、七十番地の一、七十一番地、七十二番地の一から三まで、七十三番地から七十六番地まで、七十七番地の一、七十七番地の二、百十二番地の一、百十二番地の二、百十三番地から百二十一番地まで、百二十二番地の一、百五十三番地の一、百五十四番地から百五十八番地まで

瀬峰新田沢十二番地の一、十五番地の二、十九番地、二十番地の一、二十一番地、二十四番地、二十五番地の二、三十番地の十三、三十番地の十五、四十五番地、四十六番地、四十七番地の二から五まで、四十八番地の一、四十八番地の七、五十番地の一、五十一番地の二、百二十六番地の一、二百三十九番地

金成姉菌銭神沢二十番地、二十番地の一から四まで  
 金成沢辺前門沢百二十七番地、百二十七番地の一、百二十七番地の二

○宮城県告示第九九十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
仙台北部整形外科	仙台市泉区大沢二一三ー四	平成二十六年十二月一日	平成二十九年十一月三十日

○宮城県告示第九九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一四〇〇二七八	ばんぶきん介護センター 東松島ステーション 東松島市矢本字上河戸六十六番二号	居宅介護 重度訪問介護	ばんぶきん株式会社	平成二十六年十二月一日

○宮城県告示第千号  
 農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社より農用地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農用地利用配分計画を平成二十六年十二月十日から平成二十六年十二月二十四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
 平成二十六年十二月九日

一 農用地利用配分計画の概要  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 申請年月日  
 平成二十六年十二月一日

三 縦覧場所  
 宮城県庁（農林水産部農業振興課）

別表

受付番号	賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
	氏名又は名称	住所又は所在地	
26-0001	熊谷 繁寿	角田市角田字南四八	角田市角田字大沼二六一番ほか三筆
26-0002	熊谷 繁寿	角田市角田字南四八	角田市角田字大島北五七番一ほか一筆
26-0003	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市豊室字川南六九番ほか六筆
26-0004	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市豊室字豊里一〇二番一ほか四筆
26-0005	太田 利夫	角田市笠高字岩ノ花一一四一	角田市横倉字高森七二番ほか二筆
26-0006	櫻場 弘	角田市横倉字新田一七	角田市横倉字左関四〇番ほか四筆
26-0007	櫻場 弘	角田市横倉字新田一七	角田市横倉字宮西九番ほか四筆
26-0008	菊地 一夫	角田市岡字大在家内二一	角田市岡字川南一八一番ほか二筆
26-0009	柴崎 啓一	角田市小田字戸ノ内一	角田市小田字大原二二番五四ほか六筆

26-0010	小丸 弘一	角田市小田字鹿島五八	角田市小田字一里壇四二番ほか六筆
26-0011	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内一〇六番ほか四筆
26-0012	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内七二番ほか四筆
26-0013	門馬 希道	角田市島田字今泉一〇七	角田市島田字君内一六四番ほか一筆
26-0014	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字高橋一二七番ほか二筆
26-0015	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字校前七六番ほか四筆
26-0016	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字山入九八番ほか二筆
26-0017	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市島田字宝作一〇二番一ほか七筆
26-0018	農事組合法人 館島田生産組 合	角田市島田字瀬上二二番一	角田市尾山字校前一六二番ほか二筆
26-0019	農事組合法人 館島田生産組 合	角田市島田字瀬上二二番一	角田市枝野字高島一〇三番ほか六筆
26-0020	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字五反田二二六番ほか二筆
26-0021	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市島田字島田西七九番ほか二筆
26-0022	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字五反田一五四番
26-0023	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字高橋九五番ほか四筆
26-0024	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市尾山字校前三〇番ほか三筆
26-0025	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北谷地七〇番ほか一筆
26-0026	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北根前八三番ほか三筆
26-0027	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字塩ノ作二七番ほか一筆
26-0028	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字台田八七番一ほか二筆

26-0029	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字北根前一三二番ほか一筆
26-0030	株式会社コロ ナアグリ	新潟県三条市北潟甲一〇四番	角田市藤田字源内原一番
26-0031	佐藤 竜治	角田市藤田字馬場一六七	角田市藤田字北谷地六八番ほか二筆
26-0032	佐藤 兵榮	角田市藤田字南中山六	角田市藤田字北谷地六七番ほか四筆
26-0033	星 光彦	角田市藤田字六角四一	角田市藤田字春日一八番ほか八筆
26-0034	渡邊 秀剛	角田市鳩原字瀬ノ木橋一九番	角田市鳩原字川前二番一四ほか六筆
26-0035	三品 典俊	角田市鳩原字上四二	角田市鳩原字川前三五番ほか一二筆
26-0036	渡邊 秀剛	角田市鳩原字瀬ノ木橋一九番	角田市鳩原字鳩原上四一番ほか一四筆
26-0037	佐々木安男	角田市梶賀字西二番五	角田市梶賀字南田一三番ほか四筆
26-0038	芳賀 光	角田市佐倉字一本木町五一	角田市梶賀字東四九番ほか一〇筆
26-0039	芳賀 光	角田市佐倉字一本木町五一	角田市梶賀字東六番ほか六筆
26-0040	遠藤 愷	角田市佐倉字一本木町四七	角田市佐倉字萱場二四八番ほか一四筆
26-0041	合資会社ばば 農場	角田市神次郎字東高野三	角田市佐倉字長田二〇一番ほか一筆
26-0042	緑川 昭造	角田市佐倉字佐倉町四二	角田市佐倉字萱場一〇三番ほか二筆
26-0043	伊藤 一成	角田市佐倉字一本木町四一	角田市佐倉字萱場二三六番ほか五筆
26-0044	菊田 徳彦	角田市佐倉字一本木町八	角田市佐倉字萱場二〇二番ほか一筆
26-0045	宍戸 明美	角田市江尻字前原四〇番三	角田市岡字土浮二七〇番ほか二筆
26-0046	三瓶 隆一	角田市岡字新橋道下六九	角田市岡字内谷八七番ほか四筆
26-0047	中島 清利	角田市花鳥字花東八三	角田市花鳥字柳花一四〇番ほか二筆
26-0048	中島 清利	角田市花鳥字花東八三	角田市花鳥字柳花一七一番ほか八筆

26-0019	菊田 徳彦	角田市佐倉字一本木町八	角田市佐倉字高田一〇三番
26-0050	遠藤 浩司	角田市江尻字西浦三番一	角田市江尻字前原五番ほか五筆
26-0051	作 有限会社田吾	角田市君萱字針生一六	角田市君萱字長井戸三番ほか六筆
26-0052	作 有限会社田吾	角田市君萱字針生一六	角田市君萱字新田東一四一番ほか三筆
26-0053	三瓶 隆一	角田市岡字新橋道下六九	角田市岡字荒西四九番ほか七筆
26-0054	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市高倉字入ノ坊一二番ほか六筆
26-0055	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市高倉字上の松一四番ほか二筆
26-0056	井上 賢也	角田市高倉字野竹入三六	角田市横倉字宮西六五番ほか五筆
26-0057	堀米 秀敏	角田市高倉字手代木三三七	角田市横倉字後田二七番ほか四筆
26-0058	櫻場 正弘	角田市横倉字新田一六四番一	角田市笠島字川北五六番ほか二筆
26-0059	菊地三喜男	角田市高倉字鳥屋場一〇	角田市毛萱字新倉田三五番
26-0060	太田 正好	角田市佐倉字町裏一番一七二	角田市佐倉字上土浮五七番ほか一〇筆
26-0061	森 勝宏	角田市尾山字荒町五二番一	角田市尾山字校前三六番ほか一筆
26-0062	鎌田美智雄	柴田郡大河原町字町一〇八	大河原町字東四六一番ほか一筆

○宮城県告示第千一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十六年十二月九日

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生場所又は区域

栗原市

五 発生日月

平成二十六年十一月二十六日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第千二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三條の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業真野大谷地地区について樹立する換地計画に關し、次の従前の土地を、地積を特に減じて換地を定めない土地として指定した。

平成二十六年十二月九日

一 地積を特に減じて換地を定める土地

宮城県知事 村 井 嘉 浩

市町村名	大字	字	地番	地目	用途	地積㎡	特に減ずる地積㎡
石巻市	真野	一の坪	一	田	田	六一一	四・〇〇
同	同	同	六	同	同	六〇八	七七・〇〇
同	同	同	九	同	同	二五一	九・〇〇
同	同	同	一三	同	同	四三九	二八・〇〇
同	同	同	二〇	同	同	一、〇三一	三六・〇〇
同	同	同	二二	同	同	一、〇三一	一一・〇〇
同	同	同	二六	同	同	一、〇三一	一七・〇〇
同	同	同	二八	同	同	一、〇三一	一三・〇〇
同	同	同	三三	同	同	二八〇	九・〇〇



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	五の坪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	九の坪
一四	一一	八	一三八	一三二	一二五	一一九	一一三一二	一一三一一	一〇八	一〇二	九九	七三	七一	六〇	四七	三七	二四	一一	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四三九	五〇五	九三二	一、〇三一	一、〇一一	九二五	一、〇三一	五二五	五二五	一、〇三一	一、〇一一	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	一、四一八	一九八	一、〇三一	四九九	五二三	五〇四
一三・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	一三・〇〇	八・〇〇	四・〇〇	一〇・〇〇	四・〇〇	三・〇〇	六・〇〇	一九・〇〇	九・〇〇	八・〇〇	四・〇〇	一三・〇〇	三・〇〇	四・〇〇	一二・〇〇	一九・〇〇	四・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	三の坪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一	五九	五四	四七	四五	二八	一八	一四	三	一〇三一一	九〇	七九一二	七六一一	七〇	六〇	四七	三七	二六	二四	一九一一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九六二	六九六	五八二	七三二	二三五	八三七	一、〇三一	一、〇一一	一、〇三一	三〇九	一、〇三一	二六四	五五一	八二四	八三一	七〇一	五九三	一、〇三一	六四七	一、〇一一
三・〇〇	七・〇〇	一〇・〇〇	九・〇〇	七・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	九・〇〇	五・〇〇	二・〇〇	五・〇〇	一三・〇〇	八・〇〇	一二・〇〇	七・〇〇	一二・〇〇	二・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	一六・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七の坪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	四の坪	同	同	同	同	同
一一	九八一	八四	八〇	七五	六六	六三	五九	四二二	三六	三〇	一九	一一	六	四	九〇一	八二	七六	六八	六六一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三一	六五四	一、〇一一	九二五	一、〇三一	九一〇	八九四	五七六	一、二六四	五三三	三八二	一、〇三一	六九八	九四九	一、三〇〇	二、五六二	一、〇三一	一、〇三一	二三四	四九八
四・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	七・〇〇	五・〇〇	九・〇〇	一五・〇〇	二〇・〇〇	四・〇〇	一一・〇〇	九・〇〇	一二・〇〇	一八・〇〇	四・〇〇	四・〇〇	一八・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	二一・〇〇	二〇・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	十の坪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二八	一九	一六	一四	一三	一二	二一一	一〇〇	九四	八九	八七	八三	八〇	七九	七八	七六一	四二二	三五	二九二	二一一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四六二	一、〇三一	一、〇三一	一、〇一一	一、〇一一	一、〇三一	六二三	二五四	一、〇三一	二六九	六〇一	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	六五三	二四八	八二三	二五七	一、〇三一
七・〇〇	四・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	一〇・〇〇	六・〇〇	三・〇〇	一八・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	四・〇〇	一・〇〇	三・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	新上野	同	新牛石	同	同	同	新丸森	同	同	同	上小島	同	同	同	同
五三	五〇	二四	二二	一三	七	一〇	六一二	八九	一六	一四一	九	六九	六四	四〇	五	九一	八四	六五	五一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三一	一四二	一、〇三一	一、〇三一	一、〇三一	二七四	一、〇一一	八二〇	四八二	二九一	四九五	七六〇	一、〇一一	二八七	一、〇三一	一、〇一一	一、一三〇	二六四	一、〇一一	一、〇三一
一二・〇〇	五・〇〇	一一・〇〇	九・〇〇	一〇・〇〇	六・〇〇	二六・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	五・〇〇	四・〇〇	八・〇〇	四・〇〇	二七・〇〇	六・〇〇	四・〇〇	一〇・〇〇	五・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二の坪	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	新大曲戸	同	同	同
一	九一	八四	七三	六七	六六	六五	五九	五二一	四八	三九	三二	二七	一七	九	八	三	九一	八七	七一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇一一	一、〇三一	一、〇三一	四六六	一〇五	一、〇三一	一、〇三一	一、〇一一	九九二	八二三	一、〇一一	七二〇	一、〇三一	一、〇三一	三四三	六八七	二二五	二四一	七三〇	一、〇三一
一三・〇〇	二・〇〇	八・〇〇	一三・〇〇	一三・〇〇	四・〇〇	一九・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	二五・〇〇	七・〇〇	三一・〇〇	四・〇〇	九・〇〇	八・〇〇	七・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	三・〇〇	七・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九一	九〇	八四	八二	七六	七〇	六八	六六	六四	六一	五九	五二	五一	四九	四八	三四	二五	二〇	九	六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五九〇	一、〇三一	一、〇三一	五七四	一、〇三一	四四六	五二八	一、〇一一	一、〇三一	九二五	一、〇三一	三九六	一、〇三一	一、〇三一	一、一〇八	九三六	七一八	九三二	一、〇三一	一、〇三一
一三・〇〇	七・〇〇	四・〇〇	一四・〇〇	九・〇〇	六・〇〇	七・〇〇	三・〇〇	三七・〇〇	三・〇〇	六八・〇〇	九・〇〇	一一・〇〇	三・〇〇	一七・〇〇	二・〇〇	七・〇〇	二五・〇〇	一三・〇〇	四九・〇〇

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	八の坪	同	同	同
一五三	一五一	一一三一一	八八一	八七一	八一三	七八	六三一	五四	四〇	三四	二九	二一	一七	一〇	五	四	一	一〇六	一〇三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一、〇三一	一、〇三一	八八五	三二四	八九八	五四一	二九四	六五六	四七八	九二五	一、〇三一	一三二	六七四	六五〇	四六二	四七五	四六三	二五五	六六一	一、二四八
六・〇〇	二・〇〇	一二・〇〇	六・〇〇	六・〇〇	九・〇〇	四・〇〇	一一・〇〇	一九・〇〇	四・〇〇	一二・〇〇	三・〇〇	一六・〇〇	一二・〇〇	三・〇〇	七・〇〇	九・〇〇	一三・〇〇	八・〇〇	八・〇〇



三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第千四号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、平成二十三年宮城県告示第二百四十四号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	新旧別	
	沿岸名	海岸の名称
仙台湾沿岸	渡波漁港	地区海
梨木畑地区海岸	梨木畑地区海	
指定区域		
次に掲げるイ点からネ点までを順次結んだ線及びイ点とネ点を結んだ線により囲まれた区域		
基点A 石巻市渡波字梨木畑一番三地先標柱(北緯三八度二分五・八七九九秒東経一四一度二二分三六・九〇六五秒)		
イ点	基点Aから三二六度〇〇分四メートルの地点	
ロ点	イ点から三一〇度〇〇分五二メートルの地点	
ハ点	ロ点から三二九度〇〇分九〇メートルの地点	
ニ点	ハ点から五八度〇〇分二七メートルの地点	
ホ点	ニ点から一四七度〇〇分五五メートルの地点	
ヘ点	ホ点から九九度一〇分三〇四メートルの地点	
ト点	ヘ点から八〇度〇〇分九〇メートルの地点	
チ点	ト点から二四度〇〇分一一メートルの地点	
リ点	チ点から四七度〇〇分七八メートルの地点	
ヌ点	リ点から五一度〇〇分四〇メートルの地点	
ル点	ヌ点から一四二度〇〇分三三メートルの地点	
ヲ点	ル点から二三六度〇〇分三五メートルの地点	

新	
仙台湾沿岸	
渡波漁港	
梨木畑地区海岸	
次に掲げるイ点からメ点までを順次結んだ直線及びイ点とメ点を結んだ直線により囲まれた区域	
基点A点 石巻市渡波字梨木畑一番三地先標柱(北緯三八度二分五・八七九九秒東経一四一度二二分三六・九〇六五秒)	
イ点	基点A点から三二六度〇〇分四メートルの地点
ロ点	イ点から三一〇度〇〇分五二メートルの地点
ハ点	ロ点から三二九度〇〇分九〇メートルの地点
ニ点	ハ点から五八度二四分一九メートルの地点
ホ点	ニ点から二五〇度一分八六メートルの地点
ヘ点	ホ点から二七六度二分三六メートルの地点
ト点	ヘ点から二七九度〇六分九メートルの地点
チ点	ト点から二八五度二四分九メートルの地点
リ点	チ点から二九〇度二八分九メートルの地点
ヌ点	リ点から二九五度三二一分一メートルの地点
ル点	ヌ点から二九八度〇九分三二メートルの地点
ヲ点	ル点から二九九度二三分八二メートルの地点
ワ点	ヲ点から三四八度〇六分一メートルの地点
カ点	ワ点から三〇九度五二分二〇メートルの地点
ヨ点	カ点から三九度五二分五二メートルの地点
タ点	ヨ点から九八度五二分三六メートルの地点
レ点	タ点から一四三度四五分六七メートルの地点
ソ点	レ点から一四七度〇〇分五五メートルの地点
ツ点	ソ点から九九度一〇分三〇四メートルの地点
ネ点	ツ点から八〇度〇〇分九〇メートルの地点
メ点	ネ点から二四度〇〇分一一メートルの地点
ム点	メ点から四七度〇〇分七八メートルの地点
ラ点	ム点から五一度〇〇分四〇メートルの地点
ウ点	ラ点から一四二度〇〇分三三メートルの地点
キ点	ウ点から二三六度〇〇分三五メートルの地点
ク点	キ点から二〇七度〇〇分四〇メートルの地点
コ点	ク点から二二八度〇〇分六九メートルの地点
カ点	コ点から二〇六度〇〇分六八メートルの地点

ヤ点	ク点から二二七度〇〇分一九メートルの地点
マ点	ヤ点から二六〇度〇〇分一〇二メートルの地点
ケ点	マ点から二七八度〇〇分四メートルの地点
フ点	ケ点から一八六度〇九分二五メートルの地点
コ点	フ点から二五八度一九分一メートルの地点
エ点	コ点から二六〇度四〇分七メートルの地点
テ点	エ点から二一九度一四分一三メートルの地点
ア点	テ点から二九八度三二分一〇メートルの地点
サ点	ア点から三一五度三三分五メートルの地点
キ点	サ点から三〇七度一分三五メートルの地点
ユ点	キ点から二四三度二五分一九メートルの地点
メ点	ユ点から二四九度〇〇分八二メートルの地点

○宮城県告示第五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川阿武隈川水系五間堀川圏域河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県仙台土木事務所においてこれを公表する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第二項の規定に基づき、一級河川名取川水系増田川圏域河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成二十六年十二月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年十二月九日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
東松島市赤井字有明二十四番一及び二十四番九

宮城県知事 村 井 嘉 浩

教育委員会

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
仙台市宮城野区岩切字入山三十四番地  
大東住宅株式会社

○宮城県教育委員会告示第十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十六年十二月九日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一 日 時 平成二十六年十二月十七日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 平成二十八年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について

第二号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員  
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二一三六一一）

選挙管理委員会

○宮選管告示第百三十六号

平成二十六年十二月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求

に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一五六

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三三八、四七四

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	七九、五三四	岩 沼 選 挙 区	一一、七八七
宮 城 野 選 挙 区	五〇、九〇〇	登 米 選 挙 区	二三、一八九
若 林 選 挙 区	三五、七六三	栗 原 選 挙 区	二〇、六一九
太 白 選 挙 区	六一、二五八	東 松 島 選 挙 区	一〇、八六二
泉 選 挙 区	五八、七六四	大 崎 選 挙 区	三六、八九〇
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四三、六〇七	柴 田 選 挙 区	二二、九二九
塩 釜 選 挙 区	一五、七二〇	亘 理 選 挙 区	一三、〇七二
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二三、〇八九	宮 城 選 挙 区	一三、八二二
白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一四、一五〇	黒 川 選 挙 区	二四、一九六
名 取 選 挙 区	二〇、〇〇一	加 美 選 挙 区	九、〇三三
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一一、八一五	遠 田 選 挙 区	一一、九一五
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二二、〇三四		

○宮選管告示第百三十七号

平成二十六年十二月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得

た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十六年十二月九日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

三三八、四七四